

## 社会福祉法人 津慶福社会

### 役員及び評議員等の費用弁償及び報酬規程

#### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人津慶福社会(以下「法人」という。)の役員及び評議員に対する費用弁償及び役員及び評議員報酬に関する事項を定めることを目的とする。

#### (費用弁償)

第2条 前条に定めるものが、その職務のため出張する場合は、費用弁償として旅費を支給する。

2. 前項の旅費の支給方法は、津嘉山保育園旅費規程に準ずる。

#### (報酬等の総額)

第3条 理事及び監事の報酬等の総額を342,000円とする。

#### (役員報酬)

第4条 役員及び評議員が理事長の招集に応じて理事会及び評議員会に出席したときは、その出席日数1日につき、3,000円を支給する。

2. 監事が監査のため出席したときは、その出席日数につき、5,000円を支給する。

#### 附 則

この規程は平成28年10月28日から施行する。

平成30年6月24日一部改正する。